# 学のあらまし

地方公務員法において、人事行政の状況を公表することが義務付けられています。

今月号では、町職員の給与等について広く町民のみなさんにご理解していただくため、おなじみのキャラクター が「人事・給与のあらまし」をご紹介します。

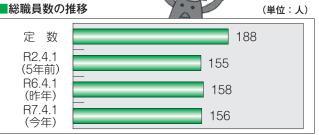
■総職員数の内訳

区分

### 職 数



(単位:人)



※地方公務員法の改正に伴い、定年年齢の引上げにより一時的に職 員数が増加するため、定数の引き上げをしています。

令和2年~令和7年の5年間で、ほぼ横ばい となっています。

職員の定数と比べると、令和7年は32人 (17.0%) 少なくなっています。



120 123 121 町長部局の職員 144 うち病院職員 30 32 33 40 2 2 2 2 選管事務局の職員 農業委員会事務局の職員 2 1 1 1 15 9 教育委員会事務局の職員 9 10 議会事務局の職員 3 3 3 3 防 22 20 19 20 職 消 승 計 188 156 155 158

定数

R2.4.1

(5年前)

R6.4.1

(昨年)

※職員数には、町長、副町長、教育長などの特別職や、会計年度任 用職員は含んでいません。

「定数」は、町の条例で決まっている職員の上限数です。 本町は、これまで退職者の補充や適正な人員配置を考え、職員の採用を行い、上記のような職員数になっており ます。今後も引き続き、適正な定員管理を行います。

# 職員の勤務時間・休暇

### ■勤務時間

職員の1日の勤務時間は、7時間45分です。 また、一般的な職員の勤務時間は、月曜から金 曜までの8:30~17:15までです。

そのうち、12:00~13:00までが休憩時間です。

### ■休暇

1年につき20日の年次有給休暇が与えられます。 また、その年に使用しなかった年次有給休暇は、 20日を限度に繰り越すことができます。

その他の休暇として、結婚、産前・産後、出産、 病気、忌引、リフレッシュ休暇、介護の休暇や育 児休業制度などが設けられています。

職員の勤務条件は、地方公務員 法や労働基準法、その他町の条例 や規則により、決められています。



# 職員の分限・懲戒処分・服務

### ■分限処分と懲戒処分

分限処分とは、疾病等のために職員が職務をできない などの場合に行う職員に対する不利益な処分(降任、免職、 休職)のことをいいます。また、懲戒処分とは、法令や 職務上の義務に違反したり、職務を怠ったり、公務員に ふさわしくない行動があった場合に行う職員に対する制 裁的な措置(戒告、減給、停職、免職)のことをいいます。 令和6年度の処分の状況は、右図のとおりです。

降仕	0人
免職	1人
休職	1人
/III. IS 50 //	41 144
懲戒処分	件数
戒告	1件
減給	0件
減給 停職	0件 0件
	- 11

分限処分 人数

(単位:人)

R7.4.1

(今年)

職員は、地方公務員法により「全体の奉仕者として公共利益のために勤務 し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければな らない」とされ、宣誓しなければならないこととされています。

職員の服務には、その他にも法令・上司の職務命令に従う 義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治 的行為・営利企業従事の制限などがあります。



# 職員の研修

# ■研修

職員は、毎年度作成される「長万部町 職員研修計画」により、定期的にまたは 随時に研修を受け、能力の向上を図って います。令和6年度の研修の状況は、下 図のとおりです。

研	修の	種類	人数
初級、	税務、	政策など	23人

※「職員研修計画」による実施分のみ

庁内の研修も、随時行っています。

# 職員の福利厚生

# ■健康管理

法令により、職員検診や業務に応 じた特殊検診などを実施し、病気の 予防・早期発見に努めています。ま た、保健師による健康相談も行って います。

# ■公務災害補償

民間企業のいわゆる労災に当たる 制度です。

職員に、職務上の負傷等があった 場合、労災と同様に補償されます。

### ■互助会

職員の福利厚生増進を図るため、職員の互助 会として(財)北海道市町村職員福祉協会に加入 し、給付・福利厚生事業を実施しています。令 和6年度の公費負担金など状況は下図のとおり です。

※事業内容については、福祉協会のホームペー ジをご覧下さい。

http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/

互助会に対する公費負担額	互助会会員数	一人当たりの 公費負担額
449千円	158人	2,841円

職員は、市町村職員共済組合に加入しています。



# 人件費の状況

人件費全体の約64.2%を一般会計が、約25.1%を病院事業会計が占めています。

# ■人件費の状況(令和6年度決算)

■人件費の状況(令和6	年度決算)	(単位:千円)
全 会 計 合 計 一 般 会 計	1	,354,616   870,086
国民健康保険特別会計	17,976	۵
介護保険特別会計	39,137	11 00
公共下水道事業特別会計	38,305	
ガス事業会計	33,075	
水道事業会計	_15,423	
病院事業会計	340,614	

# ■人件費の推移(決算)

										( <del>                                     </del>	1 1 3/
区分							令和元年度 (6年前)	令和(おと	5年度	令和 6 (昨年	年度 ¥)
£	-	会	≣t	ĺ		計	1,350,047	1,32	25,155	1,354	,616
	_	ł	般	会	È	計	879,834	86	9,738	870	,086
	国民健康保険特別会計					計	17,531	1	7,423	17	,976
	介護保険特別会計				計	36,925	3	32,508	39	,137	
	公共下水道事業特別会計				会計	26,347	3	86,258	38	,305	
	ガ	ス	事	業	会	計	29,166	3	30,486	33	,075
	水	道	事	業	会	計	20,232	1	2,809	15	,423
	病	院	事	業	会	計	340,012	32	25,933	340	,614

# ■人件費の内訳(令和6年度決算)

	[	<u>z</u>	分		報酬	給 料	手 当	共済費	合計
$\leq$	È £	t it	· 合	· 計	42,736	656,874	411,574	243,432	1,354,616
	_	般	会	計	42,459	408,763	260,826	158,038	870,086
	国民	建康保	険特別	引会計	31	9,392	5,081	3,472	17,976
	介護	保険	特別	会計	246	20,291	11,414	7,186	39,137
	公共下水道事業特別会計		別会計		19,846	10,945	7,514	38,305	
	ガニ	ス事	業 :	会 計		15,678	10,860	6,537	33,075
	水 ì	首 事	業 :	会 計		8,227	4,167	3,029	15,423
	病	完 事	業 :	会 計		174,677	108,281	57,656	340,614

(令和7年4月1日現在)

### (単位:千円) 6年前と比べ、1年間 にかかる人件費は約456 万円増加しています。



(単位:千円)

- 議会議員の報酬や、いろいろな委員 の方々などに支払ったものが「報酬」 です。※会計年度任用職員は除く。
- ●職員に実際に支払ったのが、「給料」 と「手当」で、議会議員の期末手当も 「手当」に含まれています。
- ●いわゆる社会保険料などとして、町 が負担したものが「共済費」です。

# 職員の給与

職員の給与は、地方公務員法に基づき、国や他の地方公共団体と民間企業の従業員の給与など のバランスを考慮し、町議会の議決を経て条例で定められます。

# ■初任給(一般行政職)

区分	長万部町	1
大 学 卒	220,000円	220,000円
高校卒	188,000円	188,000円

# ■平均年齢と平均給料月額(一般行政職)

(令和7年4月1日現在)

平均年齢 41.1 平均給料月額 311,874円

### ■経験年数別平均給料月額(一般行政職) (令和7年4月1日現在)

経験年数 10年以上15年未満 15年以上20年未満 20年以上25年未満 給料月額 263,229円 301,757円 324,200円

※経験年数とは、採用前の前歴年数と採用後の年数を足したものです。

# ■職員に支給されている給料、手当

(令和7年11月1日現在)

	給 料	いわゆる基本給です。職務に応じて給料表で定められ、毎月支給されています。					
諸	扶養手当(月額)	扶養親族のある職員に支給されます。配偶者3,000 円、配偶者以外の扶養親族(父母等)6,500円/人、子 11,500円/人、満16歳~満22歳5,000円/人加算	通勤手当(月額)	通勤距離が片道2㎞以上の職員に支給されます。交通機関利用者は運賃相当額(限度額150,000円)、自動車等使用者は通勤距離に応じた額(2,000円~31,600円)			
手	住居手当(月額)	住宅を借り受けている職員に支給されます。月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じ、限度額28,000円	時間外勤務 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。令和6年度の職員1人当たり平均支給年額は188,407円(一般会計決算)			
于	管理職手当 (月額)	課長等の職以上の管理職員に支給されます。医師は71,600円~137,700円、課長等は31,000円~61,500円を支給	特殊勤務手 当	野犬掃とう、有害鳥虫駆除、救急・消火、ごみ処理、感染症防疫業務など危険、不快な勤務に従事する職員に支給します。			
当	期末·勤勉手当 (6·12月)	給料月額に扶養手当と地域手当、職務の級などによる加算額を加えた額に、6月分、12月分ともに2.30月を乗じた額を支給	寒冷地手当 (11~3月)	世帯区分、扶養親族の有無などに応じ、9,800円 ~26,000円を支給します。			

※このほかにも、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当などがあります。

# ■特別職の給与

(令和7年11月1日現在)

	区	分	給料月額	そ の 他	区分	給料月額	その他
Œ	BT	長	810,000円	職員と同様に、通勤手当と寒冷地手当	議長	290,000円	期末手当6月分、12
	——— 副	町長	650,000円	- を支給 - 期末手当は6月分、12月分ともに2.30	副 常仟·議運委員長	240,000円 220.000円	月分ともに2.30月(加 算措置15%有り)を
封	数	育 長	580,000円	月 (加算措置15%有り) を支給	議員	210,000円	支給